

●基本情報

事業名(取組名)		防犯対策事業			評価番号	1-6-16-1	
担当課		防災危機管理課	係	消防交通係	□ 予算なし		
基本計画	基本方針	【1】安全で人にやさしい快適なまちづくり			会計	【01】一般会計	
	基本施策	【6】防犯・交通安全の充実			款	【0102】総務費	
	施策	【16】防犯の充実			項	【010201】総務管理費	
	主な取組	①防犯活動の展開			目	【01020108】交通安全対策費	
					事業	防犯対策事業	

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	● なし ○ あり	名称			
新規・継続	○ 新規 ● 継続	事業開始年度	年度	☑ 事業開始年度不明	
事業期間	○ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ● 単年度繰返し ○ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☑ 町が直接実施（直営） □ 委託（□ 全部委託 □ 一部委託） □ 補助金等 ☑ 町民協働 □ 指定管理 ☑ 事務局 □ その他（ ）				
実施形態	☑ 町単独 □ 国・県補助事業 □ 国・県補助事業+町事業(上乘せ) □ その他（ ）				
事業概要	防犯連絡員等による防犯パトロールの実施や町で設置している防犯カメラの維持管理を行う。				

●実施 ～DO～

事業業績	防犯連絡員による月2回のパトロールを実施した。 防犯カメラについては、定期的に動作確認を行った。				
支出	主な歳出の節		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	10 需用費	23,548 円	29,706 円	39,623 円
		11 役務費	67,893 円	101,600 円	113,506 円
		14 工事請負費	円	748,000 円	円
			円	円	円
			円	円	円
	その他		円	円	円
事業費 計		91,441 円	879,306 円	153,129 円	
財源	主な歳入の科目		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	円	374,000 円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
	一般財源		91,441 円	505,306 円	153,129 円
事業費 計		91,441 円	879,306 円	153,129 円	

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 町内のパトロール及び、小中学校、各交差点に設置している防犯カメラの維持管理を行うことで、犯罪の少ないまちづくりに貢献した。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 町内のパトロール及び、小中学校、各交差点に設置している防犯カメラの維持管理に関しては町で行うことが妥当である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	理由	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある 今後も地区内の防犯カメラを拡充することにより、犯罪の抑制の向上を図る。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 維持管理業務等あるため廃止は不可能。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 防犯対策を考えると、コスト削減は困難である。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	理由	☒ 適正である ☐ 見直す余地がある ☐ 受益者負担を求める事業ではない 各区を対象に、区管理の防犯カメラ設置補助金を令和6年度に新設し設置に要する費用の一部補助を、行っていく。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☒ 改善 ☐ 拡大 ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 今後も活動を継続し、防犯カメラの維持管理を行いつつ、取手警察署と主要交差点の新設箇所についても、検討していく。 また、防犯カメラ設置補助金を令和6年度に設立し、各区で管理する防犯カメラの設置費用の一部に補助金を交付し町の防犯力の強化を図る。

●基本情報

事業名(取組名)		防犯対策事業			評価番号	1-6-16-2	
担当課		防災危機管理課	係	消防交通係	☐ 予算なし		
基本計画	基本方針	【1】安全で人にやさしい快適なまちづくり			会計	【01】一般会計	
	基本施策	【6】防犯・交通安全の充実			款	【0102】総務費	
	施策	【16】防犯の充実			項	【010201】総務管理費	
	主な取組	②防犯灯の整備推進			目	【01020108】交通安全対策費	
					事業	防犯対策事業	

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☒ なし ☐ あり	名称			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	年度	☒ 事業開始年度不明	
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☒ 町民協働 ☐ 指定管理 ☒ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☒ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他（ ）				
事業概要	防犯灯の新設及び維持管理を行う。				

●実施 ～DO～

事業業績	防犯灯の新設工事4件，修繕36件を実施し，防犯灯の整備を行った。				
支出	主な歳出の節		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	10 需用費	2,640,088 円	2,587,118 円	2,411,155 円
		11 役務費	1,737,540 円	1,158,360 円	円
		14 工事請負費	74,635 円	281,490 円	3,142,480 円
			円	円	円
			円	円	円
	その他	円	円	円	
事業費 計		4,452,263 円	4,026,968 円	5,553,635 円	
財源	主な歳入の科目		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
	一般財源	4,452,263 円	4,026,968 円	5,553,635 円	
事業費 計		4,452,263 円	4,026,968 円	5,553,635 円	

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 防犯灯の維持管理を行うことにより、夜間の犯罪抑止に寄与しており貢献した。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 町内の安心して暮らせるまちづくりは、町が事業主体として事業を行うことが妥当である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	理由	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある 防犯灯の維持管理を行うために、夜間時に定期的に町内を巡回することで向上させることが可能である。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 維持管理業務等あるため廃止は不可能。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 既にLED化を完了し、これ以上のランニングコストの削減は現在のところ困難である。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大 ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 今後も継続し、防犯灯の維持管理を行っていく。防犯灯の新設については、防犯灯やその他の照明設備から100m以上離れている場所、また、犯罪が発生した場所や、発生する恐れがある場所へ適宜設置していく。防犯灯の適正な管理を行い、犯罪の少ない町を目指す。

●基本情報

事業名(取組名)		消費生活相談事業			評価番号	1-6-16-3
担当課		まち未来創造課	係	商工観光係	☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【1】安全で人にやさしい快適なまちづくり			会計	【01】一般会計
	基本施策	【6】防犯・交通安全の充実			款	【0106】商工費
	施策	【16】防犯の充実			項	【010601】商工費
	主な取組	③消費生活相談の充実			目	【01060101】商工総務費
					事業	消費生活相談事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町消費生活相談員設置規則			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	25	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）					
実施形態	☒ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他（ ）					
事業概要	高齢化の進展に伴い増加している訪問販売や悪質商法に関する消費者トラブルを未然に防ぐための注意喚起や、契約等に関する相談が行える窓口を設置し、専門的な知識を有する消費生活相談員が個別に相談を受け、消費者トラブルの予防啓発の強化を図る。					

●実施 ～DO～

事業実績	令和5年度の相談件数：47件 消費生活に関する相談に対し、専門的知識と豊富な相談経験を有する消費生活相談員が、電話および面談等により助言・アドバイスを行うことで、相談者の不安の解消や問題解決の一助となった。 また、令和5年度は、町公式ホームページ「消費生活相談」の項目についても、注意喚起情報を定期的に更新したほか、昨年度に引き続き、国の消費者行政強化交付金を活用し、相談員増員分の報償費に充て、窓口相談のほか出前講座を実施し消費者トラブルの予防に努めることができた。				
支出	主な歳出の節		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	1 報酬	429,312 円	886,008 円	915,000 円
		8 旅費	26,672 円	46,032 円	74,000 円
		17 備品購入費	円	448130 円	円
		18 負担金、補助及び交付金	2880 円	5,760 円	7,000 円
			円	円	円
		その他	円	円	円
	事業費 計		458,864 円	1,385,930 円	996,000 円
財源	主な歳入の科目		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	国支出金	円	434803 円	160,184 円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
		一般財源	458,864 円	951,127 円	835,816 円
	事業費 計		458,864 円	1,385,930 円	996,000 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献していますか。	理由	● 貢献している ○ 見直す余地がある 消費生活相談は、専門的知識と豊富な相談経験を有する消費生活相談員が、電話および面談等により助言・アドバイスを行うことで、相談者の不安の解消や問題解決の一助となっているため、目的の達成に貢献している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当ですか。	理由	● 妥当である ○ 見直す余地がある 高齢化の進展に伴い、高齢者の消費者トラブルの増加が予測されることから、相談窓口及び予防の啓発は必要不可欠であり、町が事業を行うことは妥当である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができますか。	理由	○ 余地がない ● 見直す余地がある 相談窓口やリモート相談のほか、出前講座やスーパー等での啓発活動を行い、消費生活に関するトラブルの早期解決に向けた相談体制の強化を図っているが、今後も、相談者のニーズに合わせ事業を展開していくことで、成果を向上させることは可能だと考える。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できますか。	理由	○ 可能性がある ● 可能性がない 消費生活相談員による窓口相談は、消費者トラブルの救済や予防啓発の強化を図るために不可欠な事業だと考える。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できますか。	理由	○ 可能性がある ● 可能性がない ○ 類似事業はない 事業の目的、性質上類似事業との統廃合・連携の可能性はない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できますか。	理由	● 余地がない ○ 余地がある 消費生活相談員の報酬が主な事業費であるため、現状の事業費が適正であると考ええる。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正ですか。	理由	○ 適正である ○ 見直す余地がある ● 受益者負担を求める事業ではない 受益者負担を求める事業ではない。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（● 現状維持 ○ 縮小 ○ 改善 ○ 拡大）○ 休止 ○ 廃止（終了）○ 統廃合 ○ 連携
	【理由】 消費生活相談員が消費者トラブルについての相談・あっせんを行う消費生活相談窓口を設置するほか、広報とね「消費生活相談だより」や、パンフレット・HP、出前講座などで消費者トラブルの予防啓発を促し、消費者トラブルの予防に努める。